

農地の売買、贈与、貸借等の許可等の概要（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方、まずは、農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については、基準を満たせば農業経営基盤強化促進法に基づく方法もありますので詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人（注1）の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積（注2）以上であること（下限面積要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

（注1） 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

（注2） 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が農地法で定められている一定の面積（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。大河原町農業委員会でも、農地法の定めにより50aとしています。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、その要望に応じて必要な手続きなどを説明しています。

また、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定めていますが、実際は毎月15日に申請を締切り、同月末には処理をおこない、迅速な許可事務に努めています。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

【申請の流れ】

